

# 朝来市中学校部活動ガイドライン

(改訂版)

朝来市教育委員会

令和2年2月

## はじめに

部活動は、学校教育の一環として行われ、顧問をはじめとした関係者の指導のもと、生徒同士が同じ目標に向かって取り組むことで、心身ともに健全な育成を図ることができる大変有意義な活動です。

さらに、部活動を通して、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ能力や態度を育成したり、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感を養ったりするなど、様々な教育的効果があり、明るく充実した学校生活を送るうえで大きな役割を果たしています。

しかしながら、近年、少子化による生徒数の減少やそれに伴う教員の減少、専門的な指導力を持った顧問の不足、生徒のニーズや保護者からの多様な要望への対応など、新たな課題も出てきています。

このような中、平成30年3月にスポーツ庁から、新たに「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「国ガイドライン」という。）が示され、生徒の健康管理と教職員の負担軽減を図るため、本県の運動部活動の在り方に関する方針である「いきいき運動部活動」が改訂されました。

上記の状況を踏まえ、朝来市教育委員会では、文化部の活動も含め、より望ましい部活動の在り方の指針として「朝来市中学校部活動ガイドライン」を策定しました。各中学校においては、本ガイドラインに則り、関係団体等と連携のうえ、持続可能な部活動を目指して、速やかに取り組むこととします。

今後、校内研修会や指導者講習会等で本ガイドラインを活用し、部活動の運営や指導方法のより一層の向上を図るとともに、部活動のさらなる充実・発展を期待します。



令和2年2月

朝来市教育委員会

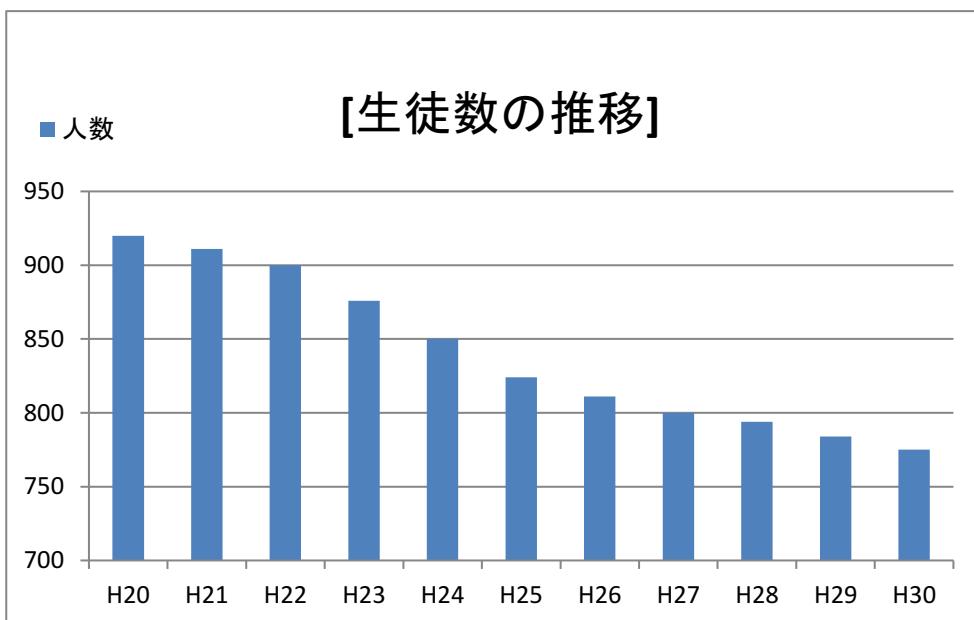
一目 次一

はじめに	1
第1部 本市部活動の現状及び課題	3
第2部 部活動の意義	4
第3部 (1) 朝来市部活動の運営と指導に関する基本方針	4
(2) 学校組織全体での運営	5
第4部 ゆとりある生活の確保	6
第5部 指導の充実	7
第6部 楽しく安全な部活動	8
第7部 開かれた部活動	10
第8部 部活動を適正に推進するために Q & A	13
「外部指導者・外部コーチ」とは	14
「部活動指導員」とは	14
Q 1 「いきいき運動部活動」の改訂の趣旨は何でしょうか。	17
Q 2 部活動の活動時間が示されたのは何故ですか。	17
Q 3 休養日等の基準を設けることで、生徒の意欲低下につながらないでしょうか。 · 17	17
Q 4 活動方針はどの程度の内容で、どの程度のものを公表するのでしょうか。 · 18	18
Q 5 活動時間の定義は、どうなっていますか。	18
Q 6 大会参加や練習試合はどのように対応すれば良いでしょうか。	18
Q 7 活動時間や休養日の基準に基づき、活動すべきなのでしょうか。	18
Q 8 長期オフシーズンを設けるための具体策はありますか。	19
Q 9 公式戦の目安・基準はないですか。	19
Q 10 生徒の多様なニーズに応じた部活動とはどんなものですか。	19
Q 11 学校の部活動は地域のスポーツ活動に移行していくのでしょうか。	19
Q 12 学校以外の活動時間について	19
Q 13 保護者の理解・協力が必要なものは何でしょうか。	20
Q 14 今回の運動部活動改革について	20
Q 15 部活動の種目決定はどのようにしますか。	20
Q 16 部活動を目的とした校区外就学の規程はどうなっていますか。	21
Q 17 小学校の課外における体育活動はどのように考えればいいですか。	22
Q 18 学校体育と社会体育との区別はどのようになっていますか。	22
Q 19 必要な経費の取扱いはどのようにすればいいですか。	22
Q 20 他市町村からの特定の活動や就学を目的とする転入の扱いについて	23
<b>【資料】</b> □ 兵庫県中学校体育連盟必携（抜粋）	24
□ 引用・参考文献	25
□ 実りある部活動の実施に向けて（チラシ） 【資料 1】	26
□ 月間部活動予定表（モデル） 【資料 2】	27
□ 部活動月間練習計画表・実績報告書（モデル） 【資料 3】	28
□ 部活動外部指導者（コーチ）確認書【承認書】 【資料 4】	29
□ 朝来市における部活動を目的とした校区外就学について 【資料 5】	30
□ 指定校変更申請誓約書【資料 6】	31
□ 証明書（校長・クラブチーム） 【資料 7・8】	32
□ 中学校の部活動等を目的とする転入・転居についての考え方 【資料 9】	34

## 第1部 本市部活動の現状及び課題

本市の人口は、1965年（昭和40年）では43,637人、朝来市合併時の2005年（平成17年）では34,791人であり、その後、減少傾向となっています。中学校生徒数も、1967年（昭和42年）の2,674人をピークに減少しつつあります。今後も更なる減少が見込まれ、2018年度では800人を割る現状となっています。

また、教職員においても、団塊の世代の大量退職に伴い、若手教職員の大量採用時代が到来しました。部活動に関しても技術指導のみならず、部活動の運営や保護者対応、生徒指導等、ベテラン教職員の指導技術の伝承が難しいという課題もあります。部活動の専門的な知識や技能を持っている教職員もいますが、専門外の部活動を担当し、技術指導に悩みながら休業日も部活動に取り組んでいる教職員もいます。また、部活動を担当することで、勤務時間が超過する傾向にあります。



一方、生徒は幼少期からいろいろな文化・体育活動を経験する中で、中学校部活動に対しての期待度も大きく変化してきています。例えば、進学先の中学校に継続してきた活動の部活動がない場合、やりたい部活動のある学校の校区に住居を移したり、学校の部活動には所属せずに学校外のクラブチーム等で活動したりするということも起こっています。

また、顧問に対し、勝つことを重視して長時間の厳しい練習を望む声もあり、そのような声や周囲の期待に応えようとして、顧問の行き過ぎた指導や体罰につながるおそれもあります。

さらに、活動時間や種目の問題等により、自校で適切に技術指導のできる顧問（指導者）が十分に確保できないといった課題もあります。

今後、専門的な技術指導に不安を抱える部活動に対しては、外部からの部活動指導員の任用について検討する必要があります。

## 第2部 部活動の意義

学校教育の一環として行われる部活動は、学級や学年を超えて同好の生徒が自主的・自発的に集い、顧問をはじめとした関係者の指導のもと、個人や集団としての目的や目標を持ち、切磋琢磨することを通じて、様々なことを学ぶ教育活動です。

部活動には、生徒の多様な学びの場としての教育的意義があります。

- ①喜びと生きがいの場
- ②体力・文化力の向上と健康の増進
- ③豊かな人間性の育成
- ④明るく充実した学校生活の展開
- ⑤生涯にわたって豊かなスポーツライフや文化活動を継続するための基礎づくり

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

中学校学習指導要領（平成29年3月）　高等学校学習指導要領（平成30年3月）（抜粋）

しかし一方で、勝利至上主義的な考えによる過度な練習の強要、生徒の自主性・個性を軽視した運営、少子化による部員数や顧問数の減少、さらに近年では教職員の働き方改革の一環から顧問の超過勤務の増大などが社会問題になっており、持続可能な部活動の在り方が問われています。

## 第3部 (1) 朝来市部活動の運営と指導に関する基本方針

中学校学習指導要領解説保健体育編に「運動部の活動は、・・（中略）・・生徒に任せすぎたり、勝つことのみを目指したりした活動にならないよう留意する必要もある」と記述されているように、部活動は、大会等で勝つことや優秀な成績を収めることのみを重視し、過度な練習を強いることがないようにすることと、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導が求められます。

部活動指導に当たっては、技術的な指導のみならず、協調性や責任感、規範意識など、技術や技能以外の点についても適切な指導を行う必要があり、生徒との信頼関係のもとに、お互いを尊重し合いながら進めることが大切です。

特に、体罰やいじめは、人権尊重の観点からもあってはならないものであり、部活動の指導にあたっては、教員一人一人が、絶対に体罰をしない、いじめを許さないという強い信念を持って臨むことが必要です。校内研修や顧問間の連携など、学校全体としていじめや体罰防止について取り組むことが重要です。

これらを踏まえ、教職員は部活動の運営と指導の在り方について研修を深め、継続して指導力向上に努めることが大切です。

### (1) 生徒の将来的な成長へ向けた指導

部活動の適切な運営や指導となるよう、生活のバランスや生徒の将来的な成長へ向けて教育的な配慮が大切です。また、生徒の自己肯定感を高め自信を持たせるような対話を重視した指導も必要です。

休日もなく、毎日練習するスケジュールや活動時間などでは、部活動での成果が期待できなくなるばかりか、学校生活への悪影響も懸念されます。

### (2) 一人一人を大切にした指導

学年や個人差に十分配慮した活動内容と方法を工夫し、段階的、計画的な指導を行うことが必要です。また、一人一人の生徒の健康や体力等の状況を把握し、個人や集団の能力に応じた練習方法で活動することが大切です。

さらに、部活動の教育的効果を考えるとき、試合やコンクール等に出る機会が少ない生徒が意欲を持ち続けることができるよう、一人一人に役割を持たせる等、様々な工夫が必要です。その中で、団体・チームとしての一体感が生まれてきます。顧問が意図的な言葉かけや手立てを行い、互いに支え合う心や態度を育む指導が重要です。

## 第3部（2）学校組織全体での運営

部活動は、顧問の積極的な取組に支えられるところが大きいと考えられますが、学校教育の一環として、学校の管理のもとに行われるものであることから、各部活動の運営、指導が顧問に任せきりにならないように、校長のリーダーシップのもと、学校組織全体で部活動の目的や指導の方針、活動計画を作成することが必要です。

### (1) 部活動の目的や活動方針及び計画の作成

校長は、学校組織全体で部活動の目的や活動方針を検討し、明確にしておくことが大切です。さらに、活動方針に基づき、休養日や精選された大会等を含め各部活動の活動計画を作成することが必要です。

### (2) 顧問による情報交換の実施

日常の指導において生徒の健康管理、安全確保、栄養管理等に取り組むためには、学校内の保健体育科教員や養護教諭等の専門的知見を有する関係者の協力を得ることが効果的です。また、経験の浅い顧問に部活動の在り方や運営・指導方法等についてアドバイスをする機会を設定し、情報共有を図ることも必要です。

### (3) 複数の教職員が見守る体制の構築

日常の運営や指導においては、顧問、学級担任、養護教諭等が連携を図り、複数の教職員が生徒を見守ることで、学校生活全般における生徒への効果的な指導が可能となります。

## 第4部 ゆとりある生活の確保

### ～適切な休養日等の設定、学校単位で参加する大会等の見直し～

長時間にわたる練習や休養日のない部活動は、生徒と顧問両者の負担を増やすことにつながります。生徒にとっては、計画された時間の中で集中的に活動し、定期的に休養することで心身のリフレッシュを図ることができ、次の練習効果だけでなく学習においても教育効果をさらに高めることにつながります。やむを得ず部活動を実施する場合にも、学校週5日制の趣旨を十分に踏まえ、部活動のみに終始する一日とならないようとするなど、配慮が必要です。

ジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する医・科学的観点を踏まえ、以下を基準とします。文化部もこれに準じます。

#### (1) 適切な休養日等の設定

##### ＜ノーブル活動の一例＞

○学期中は週当たり2日以上の休養日を設定する。長期休業中も学期中に準じる。

(平日及び土日等の休業日にそれぞれ1日以上設定)

○1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度とする。

(ア) ただし、運動部において、中体連の公式戦（総体・新人大会）及び春季大会（オープン戦）、それらの大会直前（2週間前）の練習等やむ得ない事情により、上記休養日の設定が行えない場合に限り、校長の判断のもと、活動日として設定することができます。その際の代替休養日については、活動日の設定期間の翌週から4週間以内で、平日は平日に、休業日は休業日に速やかに設定することを基本とします。

また、公式戦等が連続するなど、特別な事情により前述4週間以内の休養日の設定ができない場合に限り、それぞれの活動日の設定期間直後の翌週から16週以内のできるだけ早い時期に、平日は平日に、休業日は休業日に休養日を設定することとします。

なお、これらのいずれの場合にあっても週当たりの活動時間は、16時間を超えないこととします。

(イ) ただし、吹奏楽部において、但馬吹奏楽祭（6月）や但馬吹奏楽コンクール但馬大会（7月）及びアンサンブルコンテスト（12月）、それらのコンクール大会直前（2週間前）の練習等やむ得ない事情により、上記休養日の設定が行えない場合に限り、校長の判断のもと、活動日として設定することができます。

その際の代替休養日については、活動日の設定期間の翌週から4週間以内で、平日は平日に、休業日は休業日に速やかに設定することを基本とします。

(ウ) 長期休業中などを利用し、ある程度の長期オフシーズンを確保することとします。

(エ) 1日の部活動時間は、平日は、準備、片付けを含めて3時間を、土日等の休業日

は、準備、片付けを含めて4時間を超えないものとします。

## (2) 学校単位で参加する大会等の見直し

学校単位で参加する大会（公式戦のための予選会、公式戦を受けての選抜大会を含む）や合宿等については、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担とならないことを考慮し精査することとします。ただし、あくまでも公式戦等ではないため、上記の取組（1）の範囲での活動とします。

## 第5部 指導の充実

### ～合理的でかつ効率的・効果的な部活動の推進のための取組～

個性を伸ばし、友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるという部活動の意義を再確認し、対話を重視した指導を実施することが重要です。

#### (1) 部活動の実施に当たっての指導

校長及び顧問は、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、以下のことを徹底します。文化部もこれに準じます。

○生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）

○事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）

○体罰・ハラスメントの根絶

また、運動部顧問は専門的知見を有する保健体育科教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うとともに、中央競技団体が作成する合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引を活用し、適切な指導を行うこととします。

#### (2) スポーツ医・科学の見地からの指導

顧問は、以下のことを理解し、それぞれの種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこととします。

○トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること

○過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと

○生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成させること

## [指導方法の基本]

- ① 説明（言葉で教示）
- ② 手本（動きを観察させてイメージ化）
- ③ 試行（繰り返して練習）
- ④ 評価（「もう少しこうすればさらに良くなる」（肯定的評価））



## [求められている指導]

☆ 生徒の自主性、個性を尊重した指導

☆ 対話を重視した指導

- スポーツ等の楽しさを実感させる
- 仲間との交流を充実させる
- わかる喜びを体験させる  
(新しい発見)
- できる喜びを大変させる（成就感）

- ポイント（動きのコツ）を的確に言葉で教える
- 激励、称賛を欠かさない

## 第6部 楽しく安全な部活動

### ～生徒の安全に配慮した環境の整備～

部活動において、活発な活動が展開され、多くの成果を上げていくことは大変すばらしいことですが、生徒の安全が確保されていることが大前提です。日頃から顧問と生徒の事故防止に対する意識を高めるとともに、事故を未然に防ぐための行動が適切にとれることが大切です。また、万が一の事故発生に対応できるよう、初期対応やAEDの使用方法など救急対応マニュアルを教職員が共通理解し、緊急体制を確立しておくことが必要です。

#### （1）健康状態の把握

部活動の目的は、生徒の心身の健康な発達が1つの目標であることから、個々の健康状態を把握することは重要であり、下記の内容等について留意することが大切です。

- (ア) 日頃から自分の健康管理について関心や意識を持たせ、適度な休養の確保と栄養の補給に留意させる。
- (イ) 活動に際しては、生徒の健康観察を適切に行い、体調がすぐれない生徒に対しては、無理をさせず、活動内容を制限するか、休ませるかを適切に判断する。
- (ウ) 健康診断（心電図検査等）で異常が認められた生徒に対しては、医師の指示に従うとともに、養護教諭、学級担任、保護者等との連携を密にし、健康状態について常に把握しておく。

#### （2）安全点検と安全指導

部活動だけがや事故が発生している現状から、未然に防止し、安全な活動を実現するために、学校全体として下記の内容等に留意した体制づくりが必要です。

- (ア) 練習場所、使用器具の整備・点検に努め、生徒にも使用前の安全確認の習慣化を図

る。

- (イ) 施設・用具の使用方法に従って正しく使用するとともに、その施設・用具に内在する危険性に留意し、事故が起きないよう常に注意して使用するよう指導する。
- (ウ) 保健体育科の授業や部活動を通して応急手当に関する指導を行うとともに事故発生時の行動の仕方についても指導する。あわせて、対応マニュアルに沿って、事故発生時にすばやく対応できるように、教職員研修を実施する。
- (3) 天候等を考慮した指導

近年、部活動中の熱中症や落雷等による事故が発生しており、以下のような天候等を考慮した指導、体制づくりは重要です。

- (ア) 活動時の気象条件に留意し、特に高温・多湿下においては、適切な水分の補給や健康観察を行い、熱中症に十分注意する。
- (イ) 暴風や雷等に対して、練習の中止や中断の判断が的確に行えるよう、気象情報の収集に努めるとともに、判断基準を明確にしておく。

(4) 热中症への対策

活動季節や時間帯によっては、

必要に応じて適宜、気温・湿度を確認し、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）に示される環境条件の評価を参考に、運動の可否を判断します。

【高温や多湿時における大会への対応】

広域的な大会等でやむを得ない事情により活動する場合には、参加生徒の事前の健康チェック、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底することや、熱中症の疑いがある症状がみられた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底することとします。

### 熱中症予防運動指針



出典 (公財) 日本スポーツ協会HPより抜粋

## 第7部 開かれた部活動～適切な運営のための体制整備～

顧問、外部指導者・外部コーチ及び部活動指導員（以下、「顧問等」という。）だけに運営・指導を任せるのでなく、生徒の活動環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体や文化団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用による、学校と家庭、地域が協働・融合した子どもを育てるスポーツ・文化環境の整備に努めることも重要です。

### （1）学校のサポート体制

部活動は、学校教育の一環として、顧問等に任せきりにならないよう、複数顧問制度など学校組織全体での運営や、指導の目標・方針の作成が必要です。また、顧問等間で意見交換を行い、指導内容や新しい指導方法など、情報共有を図ることも必要です。

#### 【顧問や教職員が複数で見守る体制の整備】

○校長は、部活動顧問の決定に当たっては、教職員の他の校務分掌を勘案した上で、適切な校務分掌となるよう留意し、学校全体での適切な指導・運営体制構築を図ることとします。

○校長は、適正な数の部を設置し、活動内容の把握に努め、適宜、指導・是正を行うとともに、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行います。

#### 【学校体制】

生徒の授業や学級活動と違う一面を発見することができるので、教職員は、できるだけ部活動に関わりましょう。顧問等、学級担任、養護教諭等が連携を図り、一人でなく複数の教職員で部活動を見守りましょう。

#### 【各部顧問の情報交換】

経験の浅い指導者に部活動の在り方や運営・指導方法等についてアドバイスをする機会として顧問会を活用しましょう。

### （2）保護者との信頼関係の確立

保護者は、家庭における健康管理や栄養管理に努め、子どもの思いを受け止めたり、励ましたりするなど精神的な支えとなる子どもの一番のサポーターです。顧問等は、保護者と連携を密にし、歩調を合わせ指導していくことが大切です。周囲から支えられた部活動の運営となるよう、定期的な参観の実施等により、保護者との情報交換の機会を設定し、運営方針や指導計画、保護者からの支援等について積極的に説明するなど、信頼関係を深めるための工夫をすることが大切です。

### （3）部活動指導員や外部指導者との連携

部活動指導員や外部指導者は学校の取組に対する理解を深め、その目標や方針等を踏まえた適切な指導や取組を行うことが求められます。そこで、学校全体の目標や方針、

各部の活動の目標や方針、計画、具体的な指導の内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について、学校、顧問と部活動指導員や外部指導者との間で十分な連絡調整を行い、部活動指導員や外部指導者の理解を得るとともに相互に情報を共有し、指導が部活動指導員や外部指導者・外部コーチへ任せきりにならないようにすることが大切です。

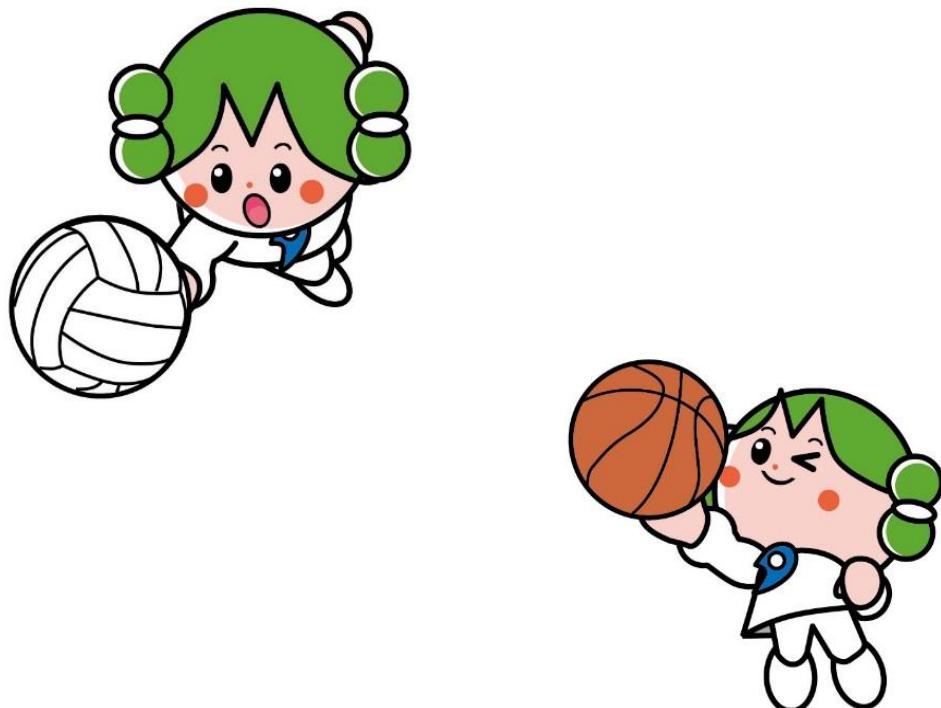
#### (4) 総合型地域スポーツクラブとの連携

本市には、すべての小学校区に総合型地域スポーツクラブ（以下、「スポーツクラブ」という。）があり、地域住民である指導者のもと、多くの小学生が活動しています。中学生の中にもスポーツクラブで活動している生徒もおり、部活動のみならず、小・中学生がスポーツを通して交流したり、また地域の大人と練習・交流したりすることができる良い機会となることが考えられます。

#### (5) 朝来市教育委員会の取組

本市教育委員会として、部活動の運営や指導方法のより一層の向上を図る目的で、以下の取組を進めます。

- ① 顧問等を対象として、指導に必要な知識及び実技の質の向上に資する研修、及び学校の管理職を対象として、部活動の適切な運営を図るための研修を実施します。
- ② 生徒や教職員の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の適切な任用に努めます。



<「学校」「家庭」「地域」の取組3本柱>

学 校	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 適切な活動方針及び計画の設定           <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長は毎年度、活動方針を策定し、ホームページ等への掲載による公表を行います。【資料1】</li> <li>・顧問は、年間活動計画並びに月間活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出します。【資料2・3】</li> </ul> </li> <li>② 生徒の自主性や、練習の質を高める工夫と実践</li> <li>③ 「ノーベル活デー」の設定と休養日の確保【資料1】</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;">           生徒の発達段階や体力等のレベルにあわせた多様なニーズに対応した練習計画の作成や、目指すチームの目標を生徒に示しましょう。生徒がバランスのとれた生活がおくれるよう学業・生活面の指導に配慮しましょう。         </div>
家 庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 運営に対する理解と協力</li> <li>② 顧問と保護者のコミュニケーションの場への参加</li> <li>③ 栄養のバランスのとれた食事</li> <li>④ 十分な睡眠と休養</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;">           生徒の生活の基本は家庭です。保護者との意思の疎通を大切にし、話し合う場を設けるなど、信頼関係を深めましょう。特に、練習試合の交通費や合宿費、部費等の負担については、連絡を密にしましょう。         </div>
地 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 運営に対する理解と協力</li> <li>② 外部指導者・外部コーチとして協力           <p>*外部指導者・外部コーチとは、校長が認めた地域の人材を活用した指導者のことをいう。（P14参照）</p> </li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;">           外部指導者等の協力を得る場合は、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画、具体的な指導の内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について、学校、顧問の教員と外部指導者等との間で十分な調整を行い、外部指導者等の理解を得るとともに、相互に情報を共有し理解を求めましょう。         </div>



## 第8部

部活動を適正に推進するために

Q & A



## 「外部指導者・外部コーチ」とは

中学校の部活動を当該校教職員以外の者が指導にあたる者を「外部指導者・外部コーチ」という。(以下「外部指導者」という。) 外部指導者は、単に経験者・卒業生というのではなく、各種目の競技団体公認資格や免許資格を有するか、それに準ずる実績、専門性のある者で、学校教育を理解し、当該校の教育方針に協力できる者で、当該校長が認めた信頼できる20歳以上の成人である者をいう。

外部指導者を依頼する場合は、校長は別紙様式【承認書】を作成する必要がある。

## 「部活動指導員」とは =朝来市運動部活動活性化推進事業にかかる部活動指導員設置=

### (設置)

第1条 市内中学校(以下「学校」という。)における部活動指導体制の充実を推進し、部活動指導の質的な向上を図るとともに、部活動を担当する教員の負担軽減のため、学校教育法施行規則第78条の2に定める部活動指導員(以下「指導員」という。)を市内中学校に置く。

### (職務)

第2条 指導員は、校長の命を受けて、次に掲げる部活動に関わる業務を担当することができる。なお、これらの業務を教職員が行うことを見越すものではない。

(1) 運動部活動の指導全般

(2) 指導員単独での指導

(3) 大会・練習試合等への引率及び指導業務

ただし、大会主催者及び要項等による引率・監督の要件に留意すること。

(4) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導

(5) 用具・施設の点検・管理

(6) 部活動の管理運営(会計管理)

(7) 保護者等への連絡

(8) 年間・月間指導計画の作成

ただし、指導員が作成する場合には、教諭等と連携して学校教育の一環である部活動と教育課程との関連を図り、校長の承認を得ること。

(9) 生徒指導に係る対応

ただし、指導員は部活動中、日常的な生徒指導に係る対応を行うこと。また、いじめや暴力行為等の事案が発生した場合には速やかに教諭等に連絡し、教諭等とともに学校として組織的に対応を行うこと。

(10) 事故が発生した場合の現場対応

ただし、指導員は、事故が発生した場合は、応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者への連絡等を行い、必ず教諭等へ報告すること。特に、重大な事故が発生した場合には、学校全体で協力して対応する必要があるため、直ちに教諭等に連絡すること。

(11) 県教育委員会が指定する研修会等への参加

(12) その他、校長の指示する部活動の指導業務

2 校長は、任用された指導員に、部活動の顧問を命じることができる。また、教諭等の顧問を置かず、指導員のみを顧問とする場合は、当該部活動を担当する教諭等を指定し、第2条の(8)～(10)等の必要な職務に当たらせること。

3 指導員は、当該部活動の顧問である教諭等や第2条2の部活動を担当する教諭等と、日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報共有を行うなど、連携を

十分に図ること。

(身分)

第3条 指導員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職に属する非常勤の嘱託員とする。

(任用)

第4条 指導員は、地方公務員法第16条の規定に準じ、当該各号の規定に該当しない者のうちから市教育委員会が任命する。

2 指導員は、下記の要件を満たす者のうちから校長の推薦を受けた者とする。

- (1) 当該校における、部活動指導方針に沿った指導を行うことができる者
- (2) 学校での運動部活動の指導経験がある者、もしくは日本スポーツ協会の公認資格を有する者
- (3) 運動部の実技指導に精通し、安全指導のできる指導者
- (4) 国公立諸学校の教職員以外の者（時間講師は可）

3 任用に当たって委嘱通知書を交付する。

(任用期間)

第5条 任用期間は1年以内とし、かつ、任用された日の属する年度の末日をもって終了する。

ただし、更新を妨げない。

(任用条件の明示)

第6条 任用に当たっては、任用期間、従事させる職務の内容、報酬（賃金）の額、勤務時間等任用条件を明示するものとする。

(報酬（賃金）)

第7条 報酬（賃金）は、1,600円／時間とする。

2 報酬（賃金）の支給日前において離職し、又は死亡した場合は、その際報酬を支給する。

3 報酬（賃金）及び次条に定める費用弁償以外は支給しない。

(費用弁償)

第8条 指導員の通勤に要する交通費（車賃）は、19円／1kmとする。

2 指導員が職務により旅行した場合には、学校経費において旅費を支給する。

(勤務日数及び勤務時間)

第9条 指導員の学校における勤務日は、年間105日、週当たり3日程度を原則とし、校長が指定する。ただし、平日の週1日、土日の休業日の週1日は、部活動を実施しない。

2 勤務時間は、平日1日2時間以内、休日1日3時間以内を原則とする。（ただし、大会等により校長が必要と認めた場合は可とする。）

3 指導員の勤務実績については、勤務日の指定及び勤務実績表によって校長が、市教育委員会に報告する。

(服務)

第10条 指導員は、その職務の遂行に当つて、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 指導員は、その職の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 指導員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(分限及び懲戒)

第11条 市教育委員会は指導員が前条の各号の規定に反した場合、又は心身の故障のため職務の遂行に支障があり、もしくはこれに堪えられない場合は、地方公務員法の規定に準じ、県教

育委員会からの別添の様式集に定める処分内申に基づいて、分限及び懲戒の処分を行うことができる。

2 前項の分限及び懲戒の処分は、別添の様式集に定める処分辞令を交付して行うものとする。  
(離職)

第12条 指導員は、次の各号のいずれかに該当する場合は離職する。

- (1) 任用期間が満了した場合
- (2) 退職を願い出て承認された場合
- (3) 死亡した場合
- (4) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えられないで免職された場合
- (5) 第11条各項の規定に反して免職された場合

2 指導員が任用期間の満了前に退職しようとするときは、退職願を学校へ提出するものとする。  
(災害補償)

第13条 指導員の公務上の災害（通勤災害を含む。）に対する補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

#### 部活動指導員の派遣はどうなっていますか。

本市教育委員会では、当該部活動顧問による技術指導が困難な場合、運動部並びに文化部に当該部活動の技術指導に優れた部活動指導員（以下「指導員」という。）を派遣し、当該部活動の活性化を図る事業を検討しています。

今後、生徒数の減少に伴う教員定数の減少、経験豊富な教員の退職等により専門的な技術指導のできる教員が不足することが懸念されます。その際、地域やスポーツクラブ等との連携により「チーム学校」として部活動運営を行っていく必要があります。

本市における「指導員」任用基準の一部を以下に紹介します。

#### 1 指導員の役割

- (1) 中学校の部活動の指導、大会等の引率
- (2) 中学校の部活動中の事故、怪我等の防止
- (3) その他中学校の部活動に必要な事項に関するこ

指導員は、校長の命のもと、本要綱の趣旨に沿って効果的な指導を行うとともに、自己の資質の向上と研修にも努めるものとする。

#### 2 指導員の条件

指導員は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 朝来市中学校部活動ガイドラインを順守し活動できる者
- (2) 当該部活動の指導について堪能かつ安全に指導できる者
- (3) 国公立諸学校の教職員以外の者（時間講師は可）
- (4) 部活動顧問として部活動の管理・運営ができる者

#### 3 派遣申請

校長は、前条の規定に適合し、指導員として適当であると認める者を選考し、「部活動指導員申請書」を教育委員会に提出しなければならない。なお、複数の指導員を申請する場合は、「部活動指導員申請一覧」をあわせて提出しなければならない。

#### 4 委嘱

教育委員会は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、指導員任用の要否及び指導員の適否を決定し、校長にその旨を通知するとともに、指導員として任用することを決定した者に対し、委嘱状を交付する。

**Q 1 兵庫県の「いきいき運動部活動」の改訂の趣旨は何でしょうか。**

A 1 運動部活動については、目先のいわゆる勝利至上主義のもと、大会等で勝つことのみを重視した過度な練習は、生徒の心身のバランスのとれた発達を妨げるという問題があり、少子化等が進む今後において、生徒がスポーツに親しめる基盤として運動部活動を持続可能とするためには抜本的な改革に取り組む必要があります。

また、顧問となる教職員の長時間労働につながるとともに、教職員に競技経験等がないために、生徒が望む専門的な指導ができない、生徒のスポーツニーズに必ずしも応えられていないこと等の課題もあります。

スポーツ庁では有識者会議における検討を経て、平成30年3月に「国ガイドライン」を策定・公表され、それを踏まえて兵庫県では、生徒の健康管理と教職員の負担軽減を図るため、「いきいき運動部活動」を改訂し、県方針として位置づけられました。本改訂版は、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築する観点から、学校や学校の設置者、地方公共団体、スポーツ団体が取り組む内容が示されています。

**Q 2 平日の活動時間を2時間程度、休養日を週2日以上設けること等が示されているのはなぜですか。**

A 2 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会※)では、「行き過ぎたスポーツ活動を行うことは、スポーツ外傷・障害やバーンアウトのリスクが高まり、体力・運動能力の向上につながらず、具体的には、休養日を少なくとも1週間に1~2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」とされています。

ガイドラインでは、こうしたスポーツ医・科学の研究を踏まえて、活動時間等に関する基準を示しています。スポーツ医・科学に基づく適切な運動部活動の実施により、成長期にある生徒が、バランスの取れた生活を送るとともに、自らのニーズに合ったスポーツ活動を行うことが期待されます。

※団体名称を「公益財団法人日本スポーツ協会」に変更（平成30年4月1日）

**Q 3 休養日等の基準を設けることによって、競技力の低下や、活動したい生徒の希望を抑えることにつながらないでしょうか。**

A 3 スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るには、適切な休養が必要であり、過度な練習はスポーツ障害等のリスクを高め、体力・運動能力の向上につながらないものです。運動部の顧問等は、こうしたことを正しく理解した上で、生徒とコミュニケーションを十分に図り、技能や記録の向上等、生徒の目標達成に向けて、短時間で効果が得られ、生徒のニーズにあった活動を行うことが期待されます。

今後、中央競技団体が策定する運動部活動の指導手引も活用等して、科学的なトレーニングを導入した活動を進めること、さらに、スポーツ医・科学の見地に基づいた取組について、保護者の理解を得ることも大切です。

**Q 4 「校長は毎年度、活動方針を策定し、ホームページ等への掲載による公表を行います。」となっていますが、活動方針はどの程度の内容で、また、どの程度のものを公表するのでしょうか。**

A 4 活動方針は、ノーティーの設定状況や活動状況などを校長のリーダーシップのもと、年度当初に学校としての取組を計画するもので、次年度以降はその計画の見直しや取り組みに対する工夫・改善を行います。

また、公表する内容は、現在、部活動毎にホームページで掲載されているものや学校行事等を示した学校だより・学年だよりなどの既存のものに「ノーパーク活デー」を表示したり、ホームページへの掲載でなくとも、地域の情報誌等への掲載等で対応しても構いません。

**Q 5 活動時間の定義は、どうなっているのですか。**

A 5 活動時間とは、練習時間をさし、練習前の更衣や用具等の準備や練習後の片付けにかかる時間は含まないこととします。また、大会参加等にかかる移動時間も同様です。

(参考) 運動部活動ガイドラインに係る4号業務の取り扱いについて

Q 3時間の練習指導では、現行の特殊業務手当の支給基準の「生徒に対する指導業務 4時間」に満たないため、手当の支給対象とならないのでしょうか。

A 「休業日の活動時間は3時間程度とする。」の時間とは、生徒が実際に練習等身体活動を伴うものであり、スポーツ障害の予防等、留意すべき一般的な活動時間を示しています。

特殊業務手当の支給対象となる指導業務は、この活動時間に限らず、これに付随する練習準備・片付けやミーティング等の指導時間を含めたものです。このため、これらを合わせて4時間以上に及ぶ程度となる場合は手当の支給対象となります。

**Q 6 休業日の活動時間3時間程度と示されていますが、大会参加や練習試合はどのように対応すれば良いのでしょうか。**

A 6 やむを得ず3時間を超える場合であっても、生徒の健康・体調管理を最優先に休憩時間の確保や効率の良い運営に努めるなど、適切に対応することとします。

**Q 7 どの競技種目の運動部も、ガイドラインが示す活動時間や休養日の基準に基づき、活動すべきなのでしょうか。**

\*文化部も準ずる

A 7 技能や記録の向上に向けては競技特性を踏まえたトレーニングを行うことが必要ですが、その内容は競技種目によって様々です。同時に、学業との両立ができるバランスの良い生活を送るという観点や、スポーツ障害等を避けるという観点からも、行き過ぎた練習が望ましくないことは全ての運動部に共通することです。

前述の「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」においては、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえて、「休養日を少なくとも1週間に1~2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」とされています。

中央競技団体が策定する各競技種目の運動部活動の指導手引も活用して、競技特性を踏まえつつ、生徒の発達の段階や競技レベルに応じて、できるだけ短時間で、効率的・効果的な活動をすることが求められます

。

**Q 8 「長期休業中などを利用し、ある程度長期オフシーズンを設けること。」となっていますが、具体的にどのように設定すれば良いのでしょうか。**

A 8 例えば、生徒・教職員の健康管理と地域・家庭とのコミュニケーションを図る機会の促進等のために、各学校において、学校全体でお盆や年末・年始等を利用し、その前後の期間にノーパーク活デーを設定するなどしてください。

**Q 9 「校長は生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、公式戦（総体・新人戦等）以外の参加する大会等を精査する。」となっていますが、目安・基準はないのですか。**

A9 基本的に、全国中学校体育大会や全国選抜大会に繋がる大会（出張扱いとなる大会）等を公式戦としています。各学校においては、本ガイドラインの趣旨に則り、今まで当たり前に参加してきた公式戦以外の大会や練習試合、県外合宿などの見直しを教職員との協議の上、精査するようお願いします。

Q10 生徒の多様なニーズに応じた運動部活動としては、例えばどのようなものがありますか。

A10 スポーツ庁の報告によると、生徒のニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なものとなっています。

こうしたことから、これから運動部活動は、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、①季節ごとに異なるスポーツを行う活動、②体力づくりを目的としたレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものや競技種目ごとの運動部においても、競技力向上志向の生徒と当該競技種目を楽しみたい生徒が併存して活動するなど既定概念にとらわれない運動部設置も考えられます。

Q11 将来的に、学校の運動部活動は地域のスポーツ活動に移行していくのでしょうか。

A11 ガイドラインでは、生徒の視点に立った、学校の運動部活動改革の取組を示しています。

しかし、今後さらなる少子化が見込まれることから、ジュニア期のスポーツ環境の整備について、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められます。このため、国のガイドラインを踏まえた運動部活動改革の取組を行うとともに、地方公共団体においては、地域における生徒の人口動態等も含め、地域の実情に応じて、長期的に、これまでの学校単位の運動部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策を検討する必要があります。

もとより、学校の部活動は、学校教育の一環として行われる意義を有するものであり、国ガイドラインの趣旨は、その役割・機能を全面的・一律的に地域へ移行していくとするものではありません。

Q12 学校以外の活動は、ガイドラインが定める活動時間の枠外ということでしょうか。

A12 ガイドラインが定めているのは、学校教育の一環として行う、学校の部活動についての活動時間等の基準であり、地域のスポーツクラブや競技団体によるスポーツ活動等は対象ではありません。しかしながら、こうした地域のスポーツ活動や自宅でのトレーニング等においても、生徒の発達の段階や体力、技能の程度も考慮した、適切な質・量の活動が望まれます。

また、こうした取組に向けて、生徒本人や保護者、指導者が、休養もトレーニングの一環である等、スポーツ医・科学に基づくスポーツ活動が重要という考えを共有することができるようになります。スポーツ団体、学校、地方公共団体等においても、これらの関係者の理解と協力を促すことが求められます。

Q13 ガイドラインの取組を進めていく上で、保護者の理解・協力が必要なものとして、主にどのようなことがありますか。

A13 子どもの教育は学校だけで行われるものではなく、学校と地域・保護者がそれぞれの役割を果たし、互いに連携・協力して行うものです。家庭教育を担う保護者は、子供の学校外の生活において、学業だけではない多様な体験をさせ、家族の団らんを通じ、その健全な成長を促していくことが期待されます。運動部活動の時間が長くなる余り、週末や長期休業期間などにおける多様な体験の機会が失われることは好ましくありません。

また、生徒にスポーツ障害やバーンアウトを生じさせるような、行き過ぎた運動部活動の

背景・要因には、関係者の勝利至上主義の意識・価値観がある場合も見受けられます。保護者においても、目先の勝敗にとらわれて長時間の練習を行うことが子供のためにならないことを十分に理解することが必要です。

**Q14 スポーツ実施率向上という課題と、今回の運動部活動改革との関係をどのように考えるべきでしょうか。**

A14 国のスポーツ基本計画では、平成29年度で51.5%の成人のスポーツ実施率（週1回以上）を65%程度となることを目指しています。こうした目標の実現に向けて、発達段階の学校教育においては、体育の授業や運動部活動等を通じて、体を動かすことの楽しさを理解し、大人になってからのスポーツ実施率の向上につながる運動習慣を確立していくことが求められます。

また、中学生の運動部活動の参加率は65%（平成28年度）である一方、運動部等に所属しない生徒も相当数います。こうした生徒が考える、運動部に参加する条件は「好きな、興味のある運動やスポーツを行うことができる」「友達と楽しめる」「自分のペースで行うことができる」等が上位になっています。このように、既存の運動部活動は、必ずしも生徒の潜在的なスポーツニーズに応えられていません。生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤の充実、ひいては、様々な世代を通じたスポーツ実施率の向上に向けても、生徒の多様なニーズに応じて、スポーツを楽しめる環境整備を進めるという視点に立った、運動部活動改革を進めることができます。

**Q15 部活動の種目決定はどのようにしますか。**

A15 部活動の種目決定は、最終的には校長の判断で決定します。その中でも特に廃止の判断については、学校や地域にとって大きな問題であり、生徒数が減少傾向にある学校にとっては、現実的な問題です。以下の点に留意しながら、慎重に判断が必要です。

**(1) 部員数の問題**

- 個人種目の場合、人数が少なくても大きな影響はありませんが、チーム種目の場合、試合に参加できる人数が確保できるかどうかが判断のポイントとなります。また、将来的に回復が見込めるかどうかも見通す必要があります。
- 市内で同じような悩みを持つ学校と合同チームを編成する方法もあります。その際、学校間で十分協議し、具体的な運営方法まで決めておくことが必要です。

**(2) 指導する顧問の問題**

- 部員数が足りているにも関わらず、専門的な技術指導のできる顧問がいない場合、人事異動で対応するよう努めます。しかし、人事異動は教員定数と教科を第一に考えますので、すぐには解決しない場合もあります。
- 専門的な技術指導のできる顧問がいない場合、外部指導者の活用が考えられますが、外部指導者単独で部を担当することはできません。顧問が主となり、外部指導者と連携して運営することとします。また、本市として部活動指導員の任用についても検討していきます。

**(3) 少子化等により部を廃止する場合の留意点**

最終的には校長の判断で決定しますが、決定に至るまでには以下のことに留意する必要があります。

- 存続・廃止については、保護者や地域の意見等を取り入れながら、広く検討します。
- 廃止の方向性を打ち出した場合、生徒及び保護者にも周知し、新入部員をとらないなど、廃部に向けて計画的に進めます。
- 小学校とも連携し、小学生保護者にも周知するようにします。

Q16 部活動を目的とした校区外就学の規定はどのようにになっていますか。

A16 本市教育委員会では、部活動を目的とした校区外就学について、平成31年4月から下記のとおり規程を設けています。

<朝来市における部活動を目的とした校区外就学について>

1 許可基準

転入転居直前に在籍した小・中学校で継続的に行っていいた部活動等（新入学の場合は、少なくとも小学校5年生から継続的に行っている場合）が、指定された中学校なく、近隣の中学校で実施している場合は、当該部に入部することを条件に、その部活動のある近隣中学校への就学を許可します。（本市に居住する中学生のみ）

2 許可期間

卒業まで

※退部または理由なく長期にわたり活動に参加しない場合は、原則としてその日まで、ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

3 必要書類

- (1) 指定校変更申請書及び誓約書
- (2) 継続的に当該活動を行っていたことを証明する書類  
(学校長による証明書、スポーツクラブ等による証明書)

4 注意事項

- (1) 事前に学校、教育委員会と協議が必要です。中学校の場合は保護者との面談が必要です。
- (2) 希望する部活動のある近隣中学校が複数ある場合は、通学経路が最も短い中学校が校区外就学の対象校となります。
- (3) 在学（校区外就学）中、部活動が存続することを保証するものではありません。
- (4) 校区外就学は、本来許可できるものではありません。保護者の管理下で登下校の安全が確保されるとともに、就学に支障がないと教育委員会が認めた場合にのみ適用し許可します。
- (5) 故意に虚偽の申請をした場合や、申請理由が消滅したと認められる場合は許可を取り消すこともあります。

5 その他

居住実態を伴わない住民票の異動は、住民基本台帳法上認められておらず、実態を伴わないと疑われる場合は、教育委員会として厳正に対処します。

※追記

本市では、住所ごとに就学すべき小・中学校（指定校）が決まっています。  
住所とは「実際に生活しているところ」ですので、生活実態が伴わない越境通学は認めません。

Q17 小学校の課外における体育活動はどのように考えればいいですか。

A17 小学校では、学習指導要領において、部活動についての明確な規定はありません。ただし、小学校学習指導要領解説体育編では、「運動部の活動は、主として放課後を活用し、特に希望する児童によって行われるものであるが、児童の能力や適性などを考慮し、教師などの適切な指導の下に、自発的、自主的な活動が適正に展開されるよう配慮することが大切である」との記述があります。

小学校段階におけるスポーツ活動は、発達の観点からいろいろな運動に触れ、体を動かす楽しさを味わうことにあります。

学校教育の一環として小学校の課外における体育活動として運動部の活動を行う場合は以下の1、2に留意する必要があります。

(1) 校長が行う校務分掌上への明確な位置付け

土曜日等勤務を要しない日に行われる大会等には、児童引率を伴う場合は、「出張」扱いにすることができます。その際、「大会要項」等の主催者・共催者の確認のできるものが必要です

(2) 必ず当該校の教職員が顧問に

校務分掌上に位置付け、校務として行われる活動ですから、当該校の教職員が顧問をするのは必須条件です。

(3) 他の位置付け

(ア) クラブチーム

社会体育のクラブチームや企業、NPO法人が運営するクラブチームがあります。学校教育とは一線を画しています。

(イ) NPO法人スポーツクラブ21

本市には市民が日常生活の中で自発的にスポーツを楽しみ、健康・体力を維持増進することを目的に設立された総合型地域スポーツクラブがあります。小学校区を単位としたスポーツクラブ21が5つあり活動しています。

**Q18 学校体育（部活動）と社会体育との位置づけをどのように考えればいいですか。**

A18 部活動は、以下の通り学校教育の一環と位置づけられ、学校管理下にありますので、活動時間についても、学校運営の規則に準じなければなりません。

そのため、学校体育（部活動）と社会体育（社会教育活動）の活動時間と区別しなければなりません。部活動の延長上の活動と誤解をまねくようなことにならない配慮が必要です。

については、部活動終了後は、学校規則に準じて、原則下校（帰宅）するものとします。

＜現行の学習指導要領における部活動の扱い＞

\* 「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

**Q19 必要な経費の取扱いはどのようにすればいいですか。**

A19 部活動の経費には、①学校配分予算による経費、②生徒会等の会計からの経費、③生徒（保護者）の個人負担による経費、④教育委員会からの経費などがあります。いずれも、その取扱いに疑問をもたれることのないよう、適正な会計処理をする必要があります。

(1) 適正な会計処理

部活動の経費にはさまざまな財源から支給されるものがあり、その目的も選手旅費、用具購入費など、一定の目的をもって支給あるいは徴収されます。したがって、その都度精算し、公開していくことが必要で、残金を他の目的の経費に充てることは、会計が不明確になるため適切ではありません。

(2) 経費の保管等

現金を取り扱う場合は、各校の耐火金庫で保管することとし、会計報告が必要な経費については通帳を作成して金融機関に入金することとします。また、業者等への支払いは可能な限り口座振替を利用することとし、現金を取り扱う場合は、現金として手元においておく期間ができるだけ短くなるようにします。

### (3) 会計報告

生徒（保護者）から部費として徴収する場合は、会計報告が必要です。その際、入金から通帳と印鑑の保管、出金、支払い、会計報告の作成まで、徴収金マニュアルを作成するなど、不正が起こらないような仕組みをつくることが大切です。また、会計担当者及び監査として保護者に協力を求めることも有効です。

### (4) 個人負担の軽減

ユニフォームやチームウェア等の個人負担の経費については、できるだけ保護者の負担を軽減するように配慮するとともに、その必要性や明細を説明し、保護者の理解を得る必要があります。

## Q20 他市町村からの特定の活動や就学を目的とする転入についての考え方

A20 本市の中学校で特定の活動をさせたいという目的で、転入手続きをされる保護者がこれまでにありました。

このことについて、朝来市教育委員会では、以下のように考え方をまとめ、教育関係者が共有し児童生徒の指導に当たるとともに、保護者に理解と協力を求めていきます。

### (1) 家庭（保護者）の役割

家庭は教育について第一義的責任を有しており、保護者が子どもたちに愛情を注ぎ、家庭の温かい雰囲気と深い信頼関係の中で、お互いに強い絆で結ばれていることを実感することによって、子どもたちの基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達が促されるものと考えます。また、子どもたちは地域で見守り育てるにより、地域への愛着や誇りを身につけていくことから、実際(※注1)に生活している校区の中学校に通学することが子どもたちの健やかな成長のためには望ましいと考えます。

義務教育期間は子どもたちの全人的な人格形成の大切な時期であり、特定の活動や就学を優先することより、友達や他の大切なもののとの関係性の中で過ごすことが子どもたちの人格形成において教育上望ましいと考えます。

### (2) 学校（教職員）、教育機関の役割

特定の活動の中で学校教育の一環として、教育課程との関連が求められる部活動は、試合に勝つことよりも、チームで協力し切磋琢磨していく過程こそが重要であるため、部活動については単なる勝利至上主義による勝つことだけが目的になってはならないと考えます。

### ※注1

本市では、住所ごとに就学すべき小・中学校（指定校）が決まっています。

住所とは「実際に生活しているところ」ですので、実際に生活していないところに住民登録をして入学（「越境入学」）すること、また、生活実態が伴わない越境通学も認められません。



## 【参考資料】

\*兵庫県中学校体育連盟必携から抜粋

### 兵庫県中学校総合体育大会並びに兵庫県中学校新人種目別大会における 「引率者を兼ねる外部コーチ」及び「外部引率者」に係る細則

本細則が適用されるのは、学校事情により、校長・教員・部活動指導員が引率できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に「外部コーチ」による引率や「外部引率者」を認めるものではない。

#### 1 本細則における引率業務

当該校長と生徒引率に係る契約及び引率者自身等による傷害保険契約を保険会社等と締結した成人（教員以外）が、所定の場所と試合会場等との移動時において、生徒を安全に誘導指揮するとともに、試合会場等における生活指導を行う業務とする。

#### 2 「引率者を兼ねる外部コーチ」の規定

- (1) 当該校長が認めた信頼できる成人であり、日頃から指導に当たっている者であること。なお、事前に校長との間で「外部コーチ」としての契約及び「外部引率者」としての契約がなされていること。
- (2) 当該校長は指定された時期までに「コーチ確認書（承認書）」による外部コーチに係る手続きと併せて「引率者報告書」【様式A】に必要事項を記入して兵庫県中体連事務局と関係競技部へ定められた期限までに提出すること。
- (3) 「引率者を兼ねる外部コーチ」に規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または各競技部委員長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。
- (4) 複数校の生徒を引率することができる。（水泳（競泳）、スキー、柔道、バドミントンは除く）
- (5) この規定以外のことは、各競技部の規定及び大会要項のとおりとする

#### 3 「引率者を兼ねる外部コーチ」による引率を認める個人種目は、次の10種目とする。

ただし、団体戦は該当しない。

- (1) 陸上競技 (2) 水泳競技 (3) 体操競技・新体操 (4) ソフトテニス (5) 卓球 (6) スキー (7) 相撲 (8) 柔道 (9) 剣道 (10) バドミントン

※陸上競技と水泳競技のリレーは、個人種目として取り扱わない。

#### 4 「外部引率者」の規定

- (1) 当該校長が認めた信頼できる成人であり、生徒との信頼関係が成立している者であること。なお、事前に校長との間で「外部引率者」としての契約がなされていること。
- (2) 当該校長は指定された時期までに「引率者報告書」【様式A】に必要事項を記入して兵庫県中体連事務局と関係競技部へ定められた期限までに提出すること。
- (3) 「外部引率者」に規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または各競技部委員長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。
- (4) 複数校の生徒を引率することはできるが、十分に安全が確保できる人数とする。
- (5) 「外部引率者」は、本細則の1に示す引率業務と生活指導に限り従事できる。
- (6) この規定以外のことは、各競技部の規定及び大会要項のとおりとする。

#### 5 「外部引率者」による引率を認める個人種目は「硬式テニス」のみとする。

#### 6 「外部コーチ」及び「外部引率者」は、監督の資格を認めない。

7 生徒の大会参加に関する全責任は校長が負う。

8 引率上の留意点及び大会会場においての留意点

(1) 引率上の留意点

ア 引率時は、公の交通機関を利用する。

イ 引率の経路（経由地を含む）については、当該校長が提示する合理的な経路とする。

ウ 「引率者を兼ねる外部コーチ」及び「外部引率者」は任意の傷害保険等に加入する。加入手続きは本人が行い、費用は原則として自己負担とする。

エ 「引率者を兼ねる外部コーチ」及び「外部指導者」の費用は、原則として自己負担とする。

オ 生徒の服装、持ち物等については、各学校のきまりに従う。

カ 「引率者を兼ねる外部コーチ」及び「外部引率者」は大会の結果と帰校報告を、帰宅後、直ちに当該校の校長に行う。

キ 宿泊する場合は、学校（大会本部）より指示された宿舎とする。

(2) 大会会場においての留意点等

「引率者を兼ねる外部コーチ」及び「外部引率者」は、次のことに留意すること。特に引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合は、退席を命ずる。

ア 大会要項を遵守し、責任ある行動をとる。

イ 各競技会場の使用上のきまりに従う。

ウ 競技上の抗議及び問い合わせは、当該校の監督に連絡をとる。

エ ゴミ等は、持ち帰りを原則とするが、会場使用規定に従う。

オ 大会会場の後片付け等、競技役員から依頼があった場合は協力する

〔別表2〕

各競技部における「外部コーチ」、「引率者を兼ねる外部コーチ」、外部引率者の可否について

一定の手続きを経たうえで 「○」認める「×」認めない	陸上競技	ソフトテニス	卓球	バレーボール	バスケットボール	軟式野球	剣道	ソフトボール
外部コーチ	○	○	○	○	○	○	○	○
引率者を兼ねる外部コーチ	○	○	○	×	×	×	○	×
外部引率者	×	×	×	×	×	×	×	×

## 引用・参考文献

- ・中学校学習指導要領（平成29年3月 文部科学省告示）
- ・「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書～一人一人の生徒が輝く運動部活動を目指して～」（平成25年5月 運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議）
- ・「いきいき運動部活動」（4訂版）（平成30年9月 兵庫県教育委員会）
- ・「部活動ハンドブック」（平成22年3月 横浜市教育委員会）
- ・「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月 スポーツ庁）
- ・「加古川市学校部活動ガイドライン」（平成29年3月 加古川市教育委員会）

# 実りある部活動の実施に向けて

資料 1

朝来市教育委員会

朝来市教育委員会では、生徒のゆとりある生活と実りある部活動の実現に向け 「朝来市中学校部活動ガイドライン」を策定しました。

◎ 学期中は週あたり2日以上の休養日を設定する。長期休業中も学期中に準ずる。

(平日及び土日等の休業日にそれぞれ1日以上設定)

◎ 1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度とする。

## □ 「ノーブル活デー」に期待できる効果

- 長時間・長期間にわたる過度な活動は、スポーツ障害の要因だけでなく、心にも疲弊をきたします。休養や規則正しい生活は、科学的にもケガの防止や効率的な活動につながります。
- 家族とのふれあいや趣味等の時間をもつことで、生徒や教職員の心身のリフレッシュを促します。

1週間の部活動練習例	
月	練習日
火	練習日
水	ノーブル活デー（完全休養日）
木	練習日
金	練習日
土	どちらか1日
日	ノーブル活デー（完全休養日）

## □ 部活動を支える3本柱

### 家庭

- 家族とのコミュニケーション
- バランスのとれた食生活
- 十分な睡眠と積極的な休養
- 部活動の運営に対する理解と協力

### 地域

- 外部指導者として協力
- スポーツ活動や文化活動を通したコミュニティづくり
- 部活動の運営に対する理解と協力

### 学校

- 「ノーブル活デー」の設定
- 適切な活動計画の設定
- 練習の質を高める工夫と実践
- 生徒の自主性を高める指導



## □ 部活動は「生きる力」を育む、大変意義深い活動です。

- △ 喜びと生きがいの場
- △ 体力・文化力の向上と健康の増進
- △ 豊かな人間性の育成
- △ 明るく充実した家庭・学校生活
- △ 生涯にわたってスポーツや文化活動に親しむための資質育成

### 「生きる力」の育成

## －充実した部活動に向けて－

- 部活動の支援体制 ➡ 部活動に対する家庭や地域の理解と協力  
顧問会議やキャプテン会議の開催（質の高い練習計画・リーダーの育成）
- 開かれた部活動に向けて ➡ 地域の外部指導者の活用  
地域スポーツクラブへの参加等
- 生活のバランスのとれた活動 ➡ 「ノーブル活デー」を定め、適切に休養日を設定



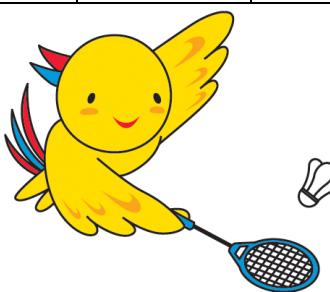
今日は「但馬中学校総合  
体育大会」開催

資料 2

## 部活動 「月間予定表」(令和〇年度〇月) [学校名]

曜日	月	火	水	木	金	土	日
屋外		1 野球 ソフトボール	2 <b>全校一斉ノーカラーフラッシュデー</b>	3 陸上競技部	4 野球	5 野球	6 <b>ノーカラーフラッシュデー 試合</b>
屋内		バレーボール		バドミントン	バレーボール	バレーボール	
屋外	7 <b>積極的休養日</b>	8 野球 ソフトボール	9 <b>全校一斉ノーカラーフラッシュデー</b>	10 陸上競技部	11 野球	12 野球	13 <b>ノーカラーフラッシュデー 試合</b>
屋内		バレーボール		バドミントン	バレーボール	バレーボール	
屋外	14 <b>積極的休養日</b>	15 ソフトボール	16 <b>全校一斉ノーカラーフラッシュデー</b>	17 陸上競技部	18 ソフトテニス	19 ソフトテニス	20 <b>ノーカラーフラッシュデー 試合</b>
屋内		バレーボール		バドミントン	バレーボール	剣道	
屋外	21 <b>積極的休養日</b>	22 野球	21 <b>「職員会議」 全校一斉ノーカラーフラッシュデー</b>	22 野球	23 野球	24 ソフトボール	25 <b>ノーカラーフラッシュデー 試合</b>
屋内		バレーボール		バレーボール	バレーボール	バレーボール	
屋外	26 <b>積極的休養日</b>	27 ソフトボール	28 <b>全校一斉ノーカラーフラッシュデー</b>	29 陸上競技部	30 野球		
屋内		バレーボール		バドミントン	バレーボール		

※ 天候などによって、日程を変更する場合があります。



しっかり休養し、心身のリフレッシュ  
や家族とのふれあいを深めよう！



【朝来市】

( ) 月

## 部活動月間練習計画表及び報告書

( )

中学校)

資料3

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	A	B
曜日																																	
部活動名																																	
(男子)																																	
(女子)																																	
行事予定																																	

【備考】 ◎:全日練習 ○:午前練習 △:午後練習 早:早朝練習 ×:休み 試:公式試合 練試:練習試合

A : 休業日(土・日曜日、祝日)に活動を休んだ日数

B : 平日に活動を休んだ日数

## 【朝来市様式】

## 部活動外部指導者（コーチ）確認書【承認書】

資料4

下記の者を、令和〇年度〇〇中学校〇〇部の部活動外部指導者（コーチ）として承認します。

## 記

## 1 指導内容

部活動が学校教育活動の一環として行われていることをよく理解し、「朝来市中学校部活動ガイドライン」の遵守及びモラルとマナーの向上に努め、勝利至上主義に陥ることなく、学校の教育方針に基づき、学校教職員顧問と連携して指導する。

## 2 指導者

氏名(ふりがな)			
性 別	男 • 女		
年 齢		歳	*令和〇年4月1日現在で
生 年 月 日	昭和・平成	年 月 日	20歳以上であること
職 業			
備 考 (朝来市部活動ガイドラインより抜粋)	中学校の部活動を当該校教職員以外の者が指導にあたる者を「外部指導者・外部コーチ」という。(以下「外部指導者」という。)外部指導者は、単に経験者・卒業生というのではなく、各種目の競技団体公認資格や免許資格を有するか、それに準ずる実績、専門性のある者で、学校教育を理解し、当該校の教育方針に協力できる者で、当該校長が認めた信頼できる20歳以上の成人である者をいう。		

## 3 指導期間

自 令和 年 月 日 ( )  
至 令和 年 月 日 ( )

## 4 その他

- (1) 指導内容に逸脱した場合、又はそれに準ずる正当な理由があるときは、外部指導者としての承認を取り消す。
- (2) 指導期間中、指導者は傷害保険に加入願います。

なお、この確認書の証として、確認書二通を作成し、校長と指導者とにおいて各一通保持する。また、内容は年度毎に協議する。

令和 年 月 日  
【学 校】 ○○中学校長 ○○ ○○ 公印

【指導者】 住所  
氏名 ○○ ○○ 印

# 朝来市における部活動を目的とした校区外就学について

資料5

(平成31年4月1日施行)

本市教育委員会では、平成30年度に朝来市中学校部活動ガイドラインを策定しました。つきましては、部活動を目的とした校区外就学について、平成31年4月から下記のとおり規程を設けています。

\* 下表は保護者の申し出が可能な事由であり、必ず許可できるものではありません。

## 1 許可基準

転入転居直前に在籍した小・中学校で継続的に行ってい部活動等（新入学の場合は、少なくとも小学校5年生から継続的に行っている場合）が、指定された中学校なく、近隣の中学校で実施している場合は、当該部に入部することを条件に、その部活動のある近隣中学校への就学を許可します。（本市に居住する中学生のみ）

## 2 許可期間

卒業まで

※退部または理由なく長期にわたり活動に参加しない場合は、原則としてその日まで、ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

## 3 必要書類

（1）指定校変更申請書及び誓約書

（2）継続的に当該活動を行っていたことを証明する書類

（学校長による証明書・スポーツクラブ等による証明書を2種類提出）

## 4 注意事項

（1）事前に学校、教育委員会と協議が必要です。中学校の場合は保護者との面談が必要です。

（2）希望する部活動のある近隣中学校が複数ある場合は、通学経路が最も短い中学校が校区外就学の対象校となります。

（3）在学（校区外就学）中、部活動が存続することを保証するものではありません。

（4）校区外就学は、本来許可できるものではありません。保護者の管理下で登下校の安全が確保されるとともに、就学に支障がないと教育委員会が認めた場合にのみ適用し許可します。

（5）故意に虚偽の申請をした場合や、申請理由が消滅したと認められる場合は許可を取り消すこともあります。

## 5 その他

居住実態を伴わない住民票の異動は、住民基本台帳法上認められておらず、実態を伴わないと疑われる場合は、教育委員会として厳正に対処します。

※追記

本市では、住所ごとに就学すべき小・中学校（指定校）が決まっています。

住所とは「実際に生活しているところ」ですので、生活実態が伴わない越境通学は認めません。

## 指定校変更申請誓約書

令和 年 月 日

朝来市教育委員会 様

下記児童・生徒の就学について、指定中学校に希望する部活動がないため、指定校を変更したいので申請します。

申請するにあたり、次のことについて同意・誓約します。

### 記

1. 指定校変更が許可された場合、登下校時の安全確保は保護者で責任を負います。また、学校の学則等を遵守します。
2. 申請事由が消滅した場合、及び許可期間が満了した場合、ただちに児童・生徒を朝来市教育委員会が指定する学校へ転校させます。
3. 申請書の内容が事実と異なる場合は、申請を取り下げます。
4. 必要に応じて朝来市教育委員会が世帯構成についての確認をすることに同意します。

児童生徒氏名

保護者（申請者）

住 所

氏 名

印

## 証 明 願

令和 年 月 日

学校長 様

指定校変更申請に必要なため下記について証明願います。

保護者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

記

フ リ ガ ナ	
児童生徒氏名 (性 別)	(男・女)
住 所	
生 年 月 日	平成 年 月 日生
学校名・学年	小・中学校 第 学年
クラブの名称	
クラブの内容 (種 目 等)	
活 動 期 間	年 月 日から継続的に実施 (週 1 回程度以上の活動実績が必要)

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

学校名 \_\_\_\_\_  
校長名 \_\_\_\_\_ (印)

## 証 明 願

令和 年 月 日

(クラブ等の名称)

様

指定校変更申請に必要なため下記について証明願います。

保護者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

記

フリガナ	
児童氏名 (性別)	(男・女)
住所	
生年月日	平成 年 月 日生
学校名・学年	小学校 第 学年
クラブ等の名称	
クラブ等の内容 (種目等)	
活動期間	年 月 日から継続的に実施 (週1回程度以上の活動実績が必要)

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

クラブ等の名称 \_\_\_\_\_

クラブ等の責任者の役職 \_\_\_\_\_

〃 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

## 中学校の部活動等を目的とする転入・転居についての考え方

中学校の部活動は、学校教育の一環として位置づけられ、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任、連帯感の涵養等に資するものであり、各学校の教育課程での取組とあいまって、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしています。

しかし、本市において、特定の部活動に入部したいという理由により、転入・転居の手続きをされる事例が見受けられます。その中には住所地に保護者が同居していない、又、旧住所地から保護者が送迎している実態がありました。居住実態のない虚偽の住民登録は、住民基本台帳法違反となります。

本市教育委員会といたしましては、中学生という発達段階や義務教育における部活動の意義から考えたとき、憂慮すべき事態と捉え、転入・転居について下記のとおり整理しました。

### 記

- 1 義務教育期間は子どもの全人的な人格形成の大切な時期であり、中学校の部活動等のために、これまでの友人関係等大切なものの関係を絶つことは、子どもの人格形成において悪影響が懸念され、教育上好ましくない。
- 2 住所のみを移し他市町村から通学させたり、世帯を分離して転入・転居させたりすることは、子どもたちのこれから成長において悪影響を及ぼしかねない。また、転入・転居先で既に部活動等を行っている在校生及びその保護者への心情的な配慮も必要である。
- 3 子どもは地域で見守り育てることにより、地域への愛着や誇りを身に付けていくことから、特に必要があると認められる場合を除き、本来、子どもの健やかな成長のためには、実際に生活している校区の中学校に通学することが望ましい。
- 4 中学校の部活動等については、勝利至上主義に陥ることなく、子どもが生涯にわたってスポーツや文化等に親しむ基礎を育むこと、発達の段階に即した心身の成長を促すことに十分留意する必要がある。

以上の理由から、本市教育委員会といたしましては、居住実態の無い転入・転居については、認めることはできません。保護者の皆様におかれましては、この主旨をご理解いただきますようお願いいたします。

令和元年10月1日  
朝来市教育委員会 学校教育課

### \*転入・転居とは【住民基本台帳法より】

第22条 転入(新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。)

第23条 転居(一の市町村の区域内において住所を変更することをいう。)

### \*保護者とは【学校教育法より】

第1条 保護者(子に対して親権を行う者〔親権を行う者のないときは、未成年後見人〕をいう。)